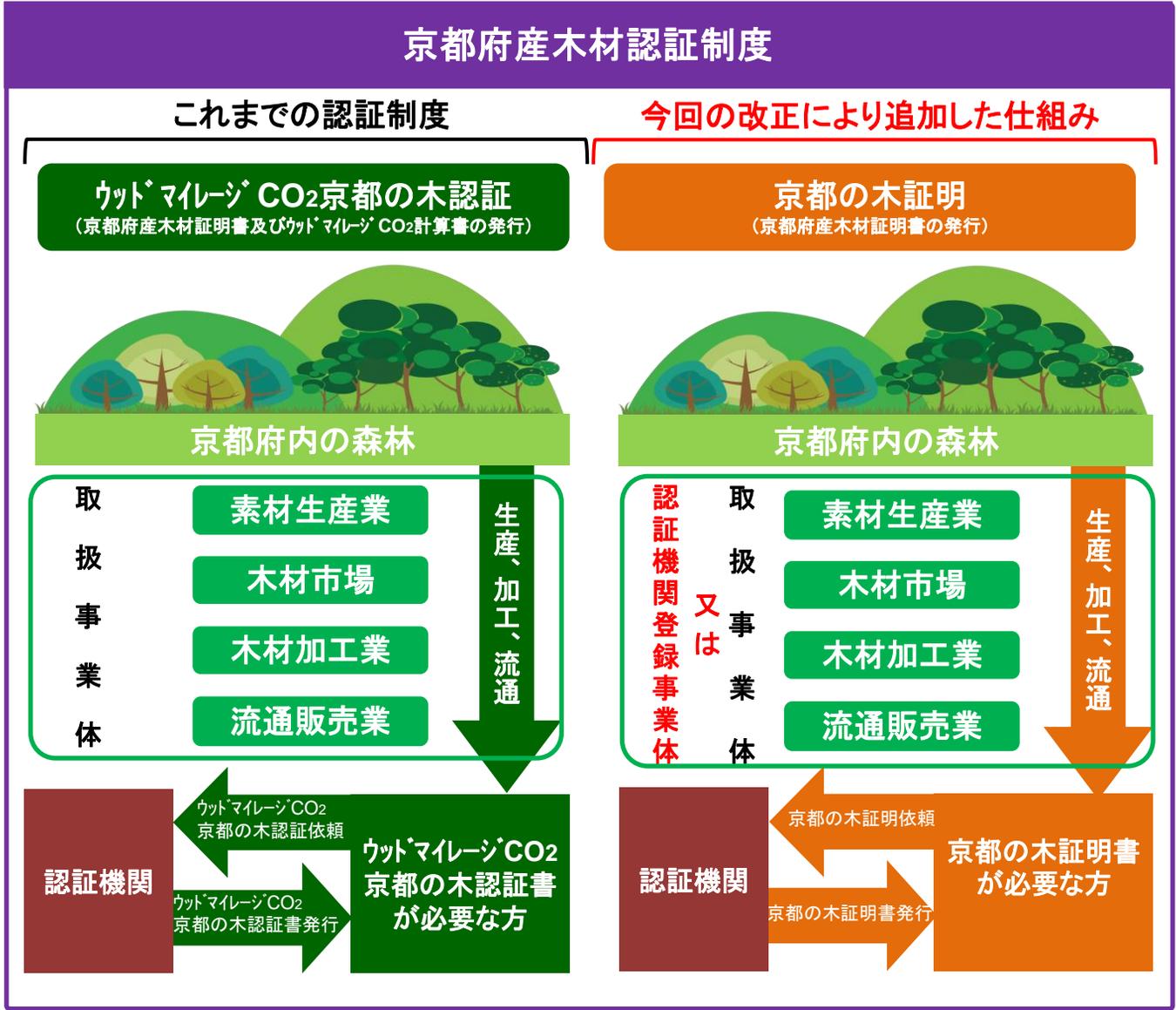


京都府産木材認証制度の改正について(京都府産の証明のみを行う仕組みを追加)

- これまでは、京都府産木材の生産、加工、流通の全てを、取扱事業者(府が認定)が行った場合に認証(ウッドマイレージCO2京都の木認証(京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書発行))
- 制度改正(R元.12.27)により、取扱事業者(府が認定)に加え、認証機関(府が指定)に認定登録された事業者(距離の規定無し)が生産、加工、流通した京都府産木材について、京都府産の証明が可能(京都の木証明(京都府産木材証明書の発行))(※ 京都の木証明は、ウッドマイレージCO2計算書は発行されません))



【京都の木証明に係る認証機関登録事業者の手続き】

